

地域生活支援事業実施要綱

1 目的

障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 実施主体

（１） 市町村地域生活支援事業

市町村（指定都市、中核市、特別区を含む。）を実施主体とし、複数の市町村が連携し広域的に実施することもできるものとする。

ただし、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

また、都道府県が地域の実情を勘案して、市町村に代わって市町村地域生活支援事業の一部を実施することができるものとする。

（２） 都道府県地域生活支援事業

都道府県を実施主体とする。

ただし、発達障害者支援センター運営事業は指定都市を含む。

なお、指定都市又は中核市で都道府県地域生活支援事業を実施した方が適切に事業実施できるものについては、指定都市又は中核市に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

また、事業の全部又は一部を団体等に委託して実施することができるものとする。

3 事業内容

（１） 市町村地域生活支援事業

障害者等、障害児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付又は貸与、障害者等の移動を支援する事業及び障害者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業を必須事業とし、その他市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業及び社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人等の団体（以下「社会福祉法人等」という。）が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。

ア 相談支援事業	（別記 １）
イ コミュニケーション支援事業	（別記 ２）
ウ 日常生活用具給付等事業	（別記 ３）
エ 移動支援事業	（別記 ４）
オ 地域活動支援センター機能強化事業	（別記 ５）
カ その他の事業	（別記 ６）

(2) 都道府県地域生活支援事業

専門性の高い相談支援事業及び広域的な対応が必要な事業を必須事業とし、サービス提供者等のための養成研修事業やその他都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業及び社会福祉法人等が行う同事業に対し補助する事業を行うことができる。

ア 専門性の高い相談支援事業	(別記 7)
イ 広域的な支援事業	(別記 8)
ウ サービス・相談支援者、指導者育成事業	(別記 9)
エ その他の事業	(別記 10)

4 利用者負担

実施主体の判断によるものとする。

5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

6 留意事項

- (1) 市町村及び都道府県は、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を、それぞれの市町村障害福祉計画、都道府県障害福祉計画に位置付けること。
- (2) 障害者等に対し、点字を用いること及び代読、音声訳、要約を行う等障害種別に配慮しながら、本事業の内容を十分に周知し、円滑な実施に努めること。
- (3) 本事業に携わる者は、障害者等の人格を尊重し、その身上等に関する秘密を守り、信条等によって差別的取り扱いをしてはならないこと。
- (4) 地域生活支援事業のうち交付税措置により行われる事業については、補助対象とならない。

(別記1)

相談支援事業

1 目的

障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(注) 交付税を財源として実施される「障害者相談支援事業」に加えて、国庫補助の対象となる事業について、以下のとおり示したものである。

なお、相談支援事業のうち、一般的な相談支援を行う「障害者相談支援事業」については、別添1のとおりである。

2 事業内容

(1) 市町村相談支援機能強化事業

ア 目的

市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 専門的な相談支援等を要する困難ケース等への対応

(イ) 地域自立支援協議会(注1)を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等

ウ 専門的職員

社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等、市町村の相談支援機能を強化するために必要と認められる者

エ 留意事項

(ア) 地域自立支援協議会を設置する市町村又は圏域等を単位として実施すること。

(イ) 地域自立支援協議会において、市町村内の相談支援体制の整備状況やニーズ等を勘案し、本事業によって配置する専門的職員について協議し、事業実施計画を作成すること。

(ウ) 都道府県自立支援協議会(注2)に、事業実施計画に係る助言を求めるほか、概ね2年ごとに事業の見直しに向けた評価・助言を求めるなど、事業の適切な実施に努めること。

(注1) 地域自立支援協議会

市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置するもの。(財源は交付税により措置)

(注2) 都道府県自立支援協議会

都道府県全体でのシステムづくりに関する主導的役割を担う協議の場として設置するもの。(財源は交付税により措置)

(2) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

ア 目的

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する。

イ 事業内容

賃貸契約による一般住宅への入居に当たって支援が必要な障害者について、主に次の支援を行う。

(ア) 入居支援

不動産業者に対する物件斡旋依頼、及び家主等との入居契約手続き支援を行う。また、地域において公的保証人制度がある場合には、必要に応じてその利用支援を行う。

(イ) 24時間支援

夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等必要な支援を行う。

(ウ) 居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整

利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができるよう調整を行う。

ウ 対象者

知的障害者又は精神障害者であって、賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な者。

ただし、現にグループホーム等に入居している者を除く。

(3) 成年後見制度利用支援事業

ア 目的

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

イ 事業内容

成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。

ウ 対象者

次のいずれにも該当する者

(ア) 障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする身寄りのない重度の知的障害者又は精神障害者

(イ) 市町村が、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第51条の11の2に基づき、民法第7条（後見開始の審判）、第11条（保佐開始の審判）、第15条第1項（補助開始の審判）等に規定する審判の請求を行うことが必要と認める者

(ウ) 後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

障害者相談支援事業

1 概要

市町村は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、地域自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進する。

2 実施主体

市町村（必要に応じ複数市町村による共同実施、運営については常勤の相談支援専門員が配置されている指定相談支援事業者への委託可）

（注 1） 指定相談支援事業者に委託する場合においては、事業運営の中立性・公平性を確保する観点から、地域自立支援協議会において、委託事業者の事業計画等について、事業評価を行う等の措置を講じることが適当である。

3 事業の具体的内容

- （1） 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- （2） 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導等）
- （3） 社会生活力を高めるための支援
- （4） ピアカウンセリング
- （5） 権利の擁護のために必要な援助
- （6） 専門機関の紹介
- （7） 地域自立支援協議会の運営 等

（注 2） 市町村は、障害者相談支援事業を委託した指定相談支援事業者に対し、障害程度区分に係る認定調査の委託が可能

4 相談支援体制の例

相談支援体制については、地域自立支援協議会を中核としつつ、地域の実情に応じ、適切な形で整備を進めることが適当である。

なお、想定される例としては、下記のとおり。

- （1） 障害種別に対応する総合的拠点を設置する。
- （2） 障害種別に応じて複数の拠点を設置し、相互に連携する。
- （3） 介護保険法に基づく地域包括支援センターと一体的に総合的な相談窓口を設置する。

5 地域自立支援協議会

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として、市町村が設置する。

(構成メンバー)

地域の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下のとおり。

- ・ 相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、学識経験者 等

(主な機能)

- ・ 中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価等を実施。
- ・ 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整（当該事例の支援関係者等による個別ケア会議を必要に応じて随時開催）
- ・ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ・ 地域の社会資源の開発、改善
- ・ 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業の活用に関する協議
- ・ 権利擁護等の分野別のサブ協議会等の設置、運営 等

(別記2)

コミュニケーション支援事業

1 目的

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。

2 事業内容

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する。

3 対象者

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等

4 留意事項

(1) 派遣事業が円滑に行われるよう運営委員会、調整者の設置等について配慮すること。

(2) 「手話通訳者」、「要約筆記者」には、それぞれ以下のものを含む。

ア 「手話通訳者」

(ア)「手話通訳士」… 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程（平成元年5月20日厚生省告示第108号）に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者

(イ)「手話通訳者」… 都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された者

(ウ)「手話奉仕員」… 市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録された者

イ 「要約筆記者」

「要約筆記奉仕員」… 市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「要約筆記奉仕員」として登録された者

(別記3)

日常生活用具給付等事業

1 目的

重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

2 事業内容

日常生活上の便宜を図るため、重度障害者等に別に定める告示の要件を満たす6種の用具を給付又は貸与する。

3 対象者

重度の身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者であって、当該用具を必要とする者

4 留意事項

- (1) 給付に当たって実施主体は、必要性や価格、家庭環境等をよく調査し、真に必要な者に適正な用具をより低廉な価格で購入し給付すること。
また、給付の判断等が困難な場合には、身体障害者更生相談所等に助言を求めることが適当である。
- (2) 給付品目の選定に当たって実施主体は、(財)テクノエイド協会が運営するテクニカルエイド情報システム(TAIS)の活用による情報収集を行うなど、同機能であればより廉価なものを給付できるよう努めること。
- (3) 排泄管理支援用具においては、継続的な給付が必要なことから、年間の需要量を把握し、計画的な給付に努めるとともに、一括購入・共同購入又は競争入札等の活用が適当である。
- (4) 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付に係る申請については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)等を参考に、当該用具の耐用年数を勘案のうえ、再給付されたい。

(別記4)

移動支援事業

1 目的

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

2 事業内容

(1) 実施内容

移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。

(2) 実施方法

各市町村の判断により地域の特性や個々の利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態で実施すること。なお、具体的には以下の利用形態が想定される。

ア 個別支援型

個別的支援が必要な者に対するマンツーマンによる支援

イ グループ支援型

(ア) 複数の障害者等への同時支援

(イ) 屋外でのグループワーク、同一目的地・同一イベントへの複数人同時参加の際の支援

ウ 車両移送型

(ア) 福祉バス等車両の巡回による送迎支援

(イ) 公共施設、駅、福祉センター等障害者等の利便を考慮し、経路を定めた運行、各種行事の参加のための運行等、必要に応じて支援

(3) 対象者

障害者等であって、市町村が外出時に移動の支援が必要と認めた者とする。

(4) サービスを提供する者

サービスを提供するに相応しい者として市町村が認めた者とする。

3 留意事項

(1) 指定事業者への事業の委託

サービス提供体制の確保を図るため、市町村は、

- ・ 新制度における居宅介護など個別給付のサービス提供を行う指定事業者
 - ・ これまで支援費制度で移動介護のサービス提供を行っている指定事業者
- などを活用した事業委託に努めること。

また、市町村が作成した委託事業者リストから利用者が事業者を選択できるような仕組みとすることが適当であること。

(2) 突発的ニーズへの対応

急な用事ができた場合、電話等の簡便な方法での申し入れにより、臨機応変にサービス提供を行うこと。

(3) サービス提供者については、平成15年3月27日障発第0327011号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「居宅介護従事者養成研修等について」を活用するなど、その資質の向上に努めること。

また、利用者の利便性を考慮し、他の市町村への外出等に支障を生じないように配慮するとともに、代筆、代読等障害種別に配慮したサービス提供に努めること。

(別記5)

地域活動支援センター機能強化事業

1 目的

障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

2 事業内容

基礎的事業(注1)に加え、本事業を実施する。なお、本事業の例として下記のような類型を設け事業を実施することが考えられる。

(1) 事業形態の例

ア 地域活動支援センターⅠ型

専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けていることを要件とする。

イ 地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。

ウ 地域活動支援センターⅢ型

(ア) 地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている。

(イ) このほか、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能である。

(注1) 基礎的事業とは、地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行うことをいう。(財源は交付税により措置)

(2) 職員配置

上記事業の職員配置の例としては、以下のとおり。

ア 地域活動支援センターⅠ型

基礎的事業(注2)による職員の他1名以上を配置し、うち2名以上を常勤とする。

イ 地域活動支援センターⅡ型

基礎的事業による職員の他1名以上を配置し、うち1名以上を常勤とする。

ウ 地域活動支援センターⅢ型

基礎的事業による職員のうち1名以上を常勤とする。

(注2) 基礎的事業における職員配置は、2名以上とし、うち1名は専任者とする。

(3) 利用者数等

- ア 地域活動支援センターⅠ型
1日当たりの実利用人員が概ね20名以上。
- イ 地域活動支援センターⅡ型
1日当たりの実利用人員が概ね15名以上。
- ウ 地域活動支援センターⅢ型
1日当たりの実利用人員が概ね10名以上。

3 留意事項

- (1) 実施主体又は運営主体は、本事業の利用者との間に、本事業の利用に関する契約を締結すること。
- (2) 地域活動支援センターの事業を実施する者は、法人格を有していなければならないこと。

(別記6)

その他の事業

○ 実施事業

(1) 福祉ホーム事業

ア 目的

現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的とする。

イ 対象者

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。）

ウ 利用方法

福祉ホームの利用は、利用者と経営主体との契約によるものとする。

エ 管理人の業務

(ア) 施設の管理

(イ) 利用者の日常生活に関する相談、助言

(ウ) 福祉事務所等関係機関との連絡、調整

オ 留意事項

(ア) 利用者の健康管理、レクリエーション、非常災害対策等については、利用者のニーズに応じて対策が講じられるよう配慮すること。

(イ) 疾病等により利用者が生活に困難を生じた場合には、医療機関、福祉事務所、家族等に速やかに連絡をとるなど利用者の生活に支障をきたさないよう適切な配慮を行うこと。

(ウ) 利用者の守るべき共同生活上の規律、その他必要な事項については、極力利用者の意見を尊重して定めること。

(2) 盲人ホーム事業

昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」に基づき実施する事業

(3) 訪問入浴サービス事業

ア 目的

地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

イ 事業内容

身体障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護

ウ 対象者

本事業の利用を図らなければ入浴が困難な在宅の身体障害者

エ サービス提供従事者

事業所ごとに置くべき訪問入浴サービスの提供に当たる従事者は、次のいずれかの者とする。

(ア) 看護師又は准看護師

(イ) 介護職員

オ 留意事項

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、サービス提供従事者は、速やかに主治医又はあらかじめサービス提供事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じること。

(4) 身体障害者自立支援事業

ア 目的

身体障害者向け公営住宅、福祉ホーム等に居住している身体障害者で、日常生活等を地域の中で自主的に営むのに支障がある重度身体障害者に対し、ケアグループ（介助サービス等を提供する者。以下同じ。）による介助サービス等を提供することにより、重度身体障害者の地域社会での自立生活を支援することを目的とする。

イ 事業内容

ケアグループによる介助サービスの提供は、障害者の障害の状況を勘案して次に掲げるサービスを必要に応じ提供するものとする。

(ア) 身辺介助

食事、入浴、排泄、更衣・整容等の介助

(イ) 家事援助

掃除、洗濯、調理、買い物等の援助

(ウ) 夜間における臨時的対応

(エ) 生活相談 等

ウ 対象者

入浴、炊事、衣服の着脱等に一部介助を要する程度の重度の身体障害者とする。ただし、常時医療を必要とする状態にある者を除く。

(5) 重度障害者在宅就労促進特別事業（バーチャル工房支援事業）

ア 目的

在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行うことにより、在宅の障害者の就労の促進を図ることを目的とする。

イ 事業の内容

実施主体が利用者に対し訓練を行うための作業を受注し、当該作業を元に、在宅就労に必要な情報処理技術の教育・支援等を行うほか、雇用希望者のための職場開拓等自立に向けた支援を実施する。

ウ 利用者の要件

利用者は、身体機能の障害等により企業等への通勤が困難な者であって情報機器を用いた在宅での就労を希望する者とする。

エ 在宅就業支援機関との連携

実施主体は、設置地域その他の状況を勘案して、「重度障害者在宅就業推進事業実施要綱」（平成１７年４月１日職高発第０４０１０１４号）に定める在宅就業支援に実績のある社会福祉法人等（以下「支援機関」という。）と連携・協力関係を構築するとともに、当該支援機関に対して、必要に応じて助言・援助を求めるなど、適宜連携を図ること。

（６） 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

ア 更生訓練費給付事業

（ア） 目的

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び障害者自立支援法（以下「法」という。）附則第４１条第１項に規定する身体障害者更生援護施設（身体障害者療護施設を除く。以下「施設」という。）に入所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とする。

（イ） 支給対象者

法第１９条第１項の規定による支給決定者のうち就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している者及び法附則第２１条第１項に規定する指定旧法施設支援を受けている支給決定者である身体障害者のうち更生訓練を受けている者並びに身体障害者福祉法第１８条第２項の規定により施設に入所の措置又は入所の委託をされ更生訓練を受けている者とする。ただし、定率負担に係る利用者負担額の生じない者、又はこれに準ずる者として市町村長が認めた者とする。

（ウ） 支給額

実習及び訓練に要する費用として市町村が認めた額とする。なお、平成１８年９月末現在において更生訓練費を受給している者については、その時点で利用している施設に通所又は入所している施行後３年間は、現行支給額を勘案して市町村が決定した額を支給する。

イ 施設入所者就職支度金給付事業

（ア） 目的

法附則第４１条第１項に規定する施設に入所、若しくは通所している者が訓練を終了し、又は就労移行支援事業、若しくは就労継続支援事業を利用し、就職等により自立する者に対し就職支度金を支給し、社会復帰の促進を図ることを目的とする。

（イ） 支給対象者

法附則第２１条第１項に規定する指定旧法施設支援を受けた身体障害者若しくは身体障害者福祉法第１８条第２項に基づき身体障害者更生施設等に入所（通所）又は入所（通所）の委託をされ更生訓練を終了し、又は就労移行支援事業、若しくは就労継続支援事業を利用し、就職又は自営により施設を退所することとなった者とする。

（ウ） 支給額

市町村が、従前の就職支度金の支給の状況や就職支度の内容等を勘案して必要と認めた額とする。

(7) 知的障害者職親委託制度

ア 目的

知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人（以下「職親」という。）に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、もって知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

イ 対象者

知的障害者更生相談所の判定の結果、職親に委託することが適当とされた知的障害者とする。

ウ 実施機関

職親への委託については福祉事務所により行われることが適切であるので、その権限を福祉事務所に委任することが望ましい。

なお、知的障害者更生相談所は、この制度の運営について福祉事務所に協力して必要な判定及び相談指導を行う。

エ 留意事項

福祉事務所長は、判定の結果、職親に委託することが適当であると認められた者について、登録された職親から、職種等について考慮のうえその知的障害者に適合する職親を選定する。また、福祉事務所長は、知的障害者福祉司又は社会福祉主事に直接職親の家庭を訪問させ、委託する場合に職員が守るべき条件、当該知的障害者の特性等を十分に説明して職親の同意を得るとともに、本人及びその保護者についても必要な注意を与え、委託が効果的に行えるよう十分な準備を整えたうえ、委託の措置をとること。

(8) 生活支援事業

ア 目的

障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援などを行うことにより、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進することを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 生活訓練等事業

障害者等に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行う。

(イ) 本人活動支援事業

知的障害者が、自分に自信を持ち、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける等の活動を支援する。

(ウ) ボランティア活動支援事業

精神障害者及びその家族等の団体が行う精神障害者の社会復帰に関する活動に対する情報提供等、及び精神障害者に対するボランティア活動の支援を行う。

(エ) 福祉機器リサイクル事業

不要になった福祉機器について、これを必要とする他の者等に斡旋する。

(オ) その他生活支援事業

その他、日常生活上必要な訓練・指導等、本人活動支援等を行う。

(9) 日中一時支援事業

ア 目的

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障

害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。

イ 対象者

日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と市町村が認めた障害者等

ウ 事業内容

(ア) 日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他市町村が認めた支援を行う。

(イ) 送迎サービスその他適切な支援を市町村の判断により行う。

(ウ) 事業は、地域のニーズに応じて行う。

エ 利用定員及び職員等の配置

利用定員及び職員等の配置基準については、適切なサービス提供が行えるよう市町村が定める。

オ 留意事項

(ア) 障害福祉サービス事業所等であって、事業実施に当たって必要なスペースの確保がなされているものと市町村が認める場所において実施すること。

(イ) 障害者等に対する支援を適切に行うことができるものと市町村が認める設備を設けること。

(ウ) 本事業を利用している時間は、ホームヘルプサービス等その他の障害福祉サービス等を利用できないこと。

(10) 生活サポート事業

ア 目的

介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行うことにより、障害者の地域での自立した生活の推進を図る。

イ 事業内容

(ア) 実施方法

介護給付支給決定者以外の者であって、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある者に対して、市町村の判断により、居宅介護従事者等を居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助）を行う。

(イ) サービスを提供する者

サービスを提供するに相応しい者として市町村が認めた者

ウ 留意事項

(ア) 利用者の状態に応じ、自立訓練等の他の福祉サービスを活用するための調整等を行うこと。

(イ) 利用者への支援の必要性の変化に応じたサービス提供を行い、自立生活への助長に努めること。

(11) 社会参加促進事業

ア 目的

スポーツ・芸術文化活動等を行うことにより、障害者の社会参加を促進することを目的とする。

イ 事業内容

(ア) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

a 事業内容

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催する。

b 留意事項

参加する障害者の事故防止等に十分留意すること。

(イ) 芸術・文化講座開催等事業

a 事業内容

障害者の芸術・文化活動を振興するため、障害者の作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障害者の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。

b 留意事項

芸術・文化活動を行っている障害者を把握し、その名簿を作成するとともに、民間活動の情報を収集し、障害者に芸術・文化活動の発表の場の情報提供を行う等の支援を行うこと。

(ウ) 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障害者のために、点訳、音声訳その他障害者にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障害者等障害者関係事業の紹介、生活情報、その他障害者が地域生活をするうえで必要度の高い情報などを定期的に障害者に提供する。

(エ) 奉仕員養成研修事業

a 事業内容

聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成研修する。

b 留意事項

養成講習を終了した者（これと同等の能力を有する者を含む。）について本人の承諾を得て奉仕員としての登録を行い、これを証明する証票を交付すること。なお、活動ができなくなった奉仕員については、証票を返還させ登録を抹消すること。

(オ) 自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する。

(カ) その他社会参加促進事業

その他、障害者の社会参加の促進に必要な事業を行う。

ウ 留意事項

複数の市町村が共同して実施する際には、当該市町村、関係団体等で構成される連絡会議等を設置するなど連絡調整が図られること。

(12) 経過的デイサービス事業

ア 目的

平成18年9月末日において障害者デイサービスを実施している事業所が、平成18年10月に地域活動支援センター等への移行が困難な場合にあって、そ

の機能の有効な活用を図る観点から、平成１８年度に限り引き続き事業を実施し、障害者の自立の促進、生活の質の向上等を図る。

イ 事業内容

平成１８年１０月に地域活動支援センター等の事業に移行することが困難な障害者デイサービス事業所が、移行するまでの間（平成１９年３月末日までの間）、利用者に対して継続してデイサービスを提供する事業。

(13) 経過的精神障害者地域生活支援センター事業

ア 目的

改正前の精神保健福祉法に規定する精神障害者地域生活支援センターが、平成１８年１０月に地域活動支援センター等への移行が困難な場合にあって、その機能の有効な活用を図る観点から、平成１８年度に限り引き続き事業を実施し、障害者の自立と社会参加の促進を図る。

イ 事業内容

「地域活動支援センター機能強化事業（別記５）」の２（１）に定める内容に相当する事業を平成１９年３月末日までの間、実施する事業

(別記 7)

専門性の高い相談支援事業

1 目的

特に専門性の高い相談について、必要な情報の提供等の便宜を供与し、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(注) 交付税を財源として実施される「障害児等療育支援事業」に加えて、国庫補助の対象となる事業について以下のとおり示したものである。

なお、「障害児等療育支援事業」については、別添 2 のとおりである。

2 実施内容

(1) 発達障害者支援センター運営事業

平成 17 年 7 月 8 日障発第 0708004 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害者支援センター運営事業の実施について」に基づき実施する事業。

(2) 障害者就業・生活支援センター事業

平成 14 年 5 月 7 日職高発 0507004 号・障発第 0507003 号厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長・社会・援護局障害保健福祉部長連名通知「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」の「別紙 3」に基づき実施する事業。

(3) 高次脳機能障害支援普及事業

ア 目的

都道府県に高次脳機能障害者への支援を行うための支援拠点機関（リハビリテーションセンター、大学病院、県立病院等）を置き、高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との地域支援ネットワークの充実、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を行い高次脳機能障害者に対する支援体制を整備する。

イ 事業内容

(ア) 支援拠点機関に相談支援コーディネーターを配置し、専門的な相談支援、関係機関との連携、調整を行う。

(イ) 自治体職員、福祉事業者等に対して、高次脳機能障害の支援手法等に関する研修を行い、地域において高次脳機能障害者に対する適切な支援が行われるよう支援体制の整備を行う。

ウ 相談支援コーディネーター

社会福祉士、保健師、作業療法士、心理技術者等、高次脳機能障害者に対する専門的相談支援を行うのに適切な者

障害児等療育支援事業

1 概要

在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する都道府県域の療育機能との重層的な連携を図る。

2 実施主体

都道府県、指定都市、中核市（社会福祉法人等への委託可）

3 事業の具体的内容

- （１） 訪問による療育指導
- （２） 外来による専門的な療育相談、指導
- （３） 障害児の通う保育所や障害児通園事業等の職員の療育技術の指導
- （４） 療育機関に対する支援

(別記8)

広域的な支援事業

1 目的

市町村域を超えて広域的な支援を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(注) 交付税を財源として実施される「都道府県自立支援協議会」に加えて、国庫補助の対象となる事業について以下のとおり示したものである。

2 実施事業

(1) 都道府県相談支援体制整備事業

ア 目的

都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする。

イ 事業内容

- (ア) 地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- (イ) 地域で対応困難な事例に係る助言等
- (ウ) 地域における専門的支援システムの立ち上げ援助(例：権利擁護、就労支援などの専門部会)
- (エ) 広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
- (オ) 相談支援従事者のスキルアップに向けた指導
- (カ) 地域の社会資源(インフォーマルなものを含む)の点検、開発に関する援助等

ウ アドバイザー

- (ア) 地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- (イ) 相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者
- (ウ) 社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者

エ 留意事項

都道府県自立支援協議会(注)において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

(注) 都道府県地域自立支援協議会

都道府県域全体の相談支援体制の構築に向け、主導的役割を担う協議の場として設置する(財源は交付税により措置)。

《構成メンバー》

都道府県の実情に応じ選定されるべきものであるが、想定される例としては以下のとおり。

- ・ 相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体の代表者、市町村、学識経験者 等

《主な機能》

- ・ 都道府県内の地域自立支援協議会単位(市町村)ごとの相談支援体制の状況

- を把握、評価し、整備方策を助言
- ・ 相談支援従事者の研修のあり方を協議
- ・ 専門的分野における支援方策について情報や知見を共有、普及
- ・ 市町村相談支援機能強化事業及び都道府県相談支援体制整備事業等による市町村の相談支援体制支援に関する協議
- ・ 都道府県全域における社会資源の開発、改善
- ・ その他（権利擁護の普及に関すること等）

（２） 精神障害者退院促進支援事業

ア 目的

精神病院に入院している精神障害者のうち、受入条件が整えば退院可能である者に対し、円滑な地域移行を図るための支援を行う。

イ 事業内容

対象者の個別支援等に当たる自立支援員を指定相談支援事業者等に配置し、精神病院の精神保健福祉士等と連携を図りつつ退院に向けて主に次の支援を行い、精神障害者の円滑な地域移行の促進を図る。

- （ア） 精神病院内における利用対象者に対する退院への啓発活動。
- （イ） 退院に向けた個別の支援計画の作成。
- （ウ） 院外活動（福祉サービス体験利用、保健所グループワーク参加等）に係る同行支援等
- （エ） 対象者、家族に対する地域生活移行に関する相談・助言
- （オ） 退院後の生活に係る関係機関との連絡・調整

ウ 自立支援員の要件

精神保健福祉士又はこれと同等程度の知識を有する者

エ 留意事項

- （ア） 関係機関への周知
管内市町村、精神病院及び福祉サービス事業者等の関係機関に対して広く周知し、本事業の実施に係る対象者の申請、協力施設の拡充及び支援体制の充実等事業の円滑な実施を図ること。
- （イ） 対象者の選定等
実施主体、市町村、精神病院医師、福祉サービス事業者等で構成する協議会等を設置し、客観的な視点に立って対象者の選定を行うこと。
- （ウ） 関係機関との連携
対象者の円滑な地域移行を図る観点から、相談支援事業者、その他福祉サービス提供者、保健医療サービス事業者等と連携を図ること。
- （エ） 事業の評価
地域における支援体制等に関する課題が明らかになった場合には、地域自立支援協議会に報告するなど、課題解消に向けた方策を検討するよう努めること。

(別記9)

サービス・相談支援者、指導者育成事業

1 目的

障害福祉サービス又は相談支援（以下この文において「サービス等」という。）が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成することにより、サービス等の質の向上を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 障害程度区分認定調査員等研修事業

ア 目的

全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に障害者給付等の事務が行われるよう、障害程度区分認定調査員等に対する各研修を実施し、障害程度区分認定調査員等の資質向上を図ることを目的とする。

イ 実施内容

(ア) 障害程度区分認定調査員研修

市町村職員、事業所の職員等であって、障害程度区分の認定調査を行うことが見込まれる者を対象として研修を実施する。

a 研修内容

(a) 障害程度区分に関する基本的考え方

(b) 認定調査の実施方法（総括的留意事項、調査方法、個別項目に関する着眼点、調査上の留意点、選択肢の判断基準等）等

b 研修課程

合計4時間程度以上を目安とする。

c 修了者名簿

都道府県等は、修了者名簿を作成する。

(イ) 市町村審査会委員研修

障害者自立支援法に規定する市町村長が選定する市町村審査会委員を対象として研修を実施する。

a 研修内容

(a) 障害程度区分認定の基本的考え方及び委員の基本姿勢

(b) 障害程度区分認定基準の考え方（障害程度区分認定手続きの流れ、障害程度区分の認定基準の概念、1次判定及び2次判定の役割）等

b 研修課程

合計3時間程度以上を目安とする。

c 修了者名簿

都道府県等は、修了者名簿を作成する。

(ウ) 主治医研修

医師意見書を記載する（予定を含む。）医師を対象として、医師意見書の記載方法等について研修を実施する。

また、地域の実情に応じて、記入の手引きを作成する等して、説明する形式の研修も可能である。

a 研修内容

(a) 障害程度区分に関する基本的考え方

(b) 障害程度区分認定における医師意見書の役割

- (c) 医師意見書の具体的記載方法等
 - b 研修課程
 - 合計３時間程度以上を目安とする。
 - c 受講者名簿
 - 都道府県等は、受講者名簿を作成する。
 - ウ 留意事項
 - (ア) 障害者自立支援法施行規則（平成１８年厚生労働省令第１９号）第１０条に規定する厚生労働大臣が定める研修であること。
 - (イ) 実施主体は、指定都市及び中核市に加え、その他市町村に対しても委託することができること。
- (２) 相談支援従事者研修事業
- 平成１８年４月２１日障発第０４２１００１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施する研修事業。
- (３) サービス管理責任者研修事業
- ア 目的
- 事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者」の養成を行うことを目的とする。
- イ 実施方法等
- 別に定める通知に基づき実施する。
- (４) 居宅介護従業者等養成研修事業
- ア 目的
- 障害者等の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な居宅介護を提供するため、必要な知識、技能を有する居宅介護従業者等の養成を図ることを目的とする。
- イ 実施方法等
- 別に定める通知に基づき実施する。
- (５) 手話通訳者養成研修事業
- ア 事業内容
- 身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成研修する。
- イ 留意事項
- (ア) 平成１０年７月２４日障企第６３号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。
 - (イ) 実施主体は、養成講習を修了した者に対して、登録試験を行い、合格者について、本人の承諾を得て、通訳者としての登録を行うこと。登録した通訳者に対しては、これを証明する証票を交付するとともに、本人の通訳活動の便宜を図るため、その住所地の市町村に名簿を送付すること。なお、活動ができなくなった通訳者については、証票を返還させ登録を抹消すること。

(6) 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業

ア 事業内容

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、盲ろう者通訳・介助員を養成研修する。

イ 留意事項

「盲ろう者通訳・ガイドヘルパー指導者研修会」(国立身体障害者リハビリテーションセンター学院主催)や「盲ろう者向け通訳者養成研修会」(社会福祉法人全国盲ろう者協会主催)を修了した者を活用するなど、両研修会の内容を参考に実施すること。

(7) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業

ア 事業内容

身体障害者相談員及び知的障害者相談員を対象に研修会を行い、相談員の相談対応能力の向上と相談員間の連携を図る。

イ 留意事項

研修会の開催に当たっては、本事業が地域における人権侵害事案の発見や関係機関への情報提供を行うこと及び日常的相談援助活動をきめ細かく行うためのネットワークを形成することなどを具体化するためのものであることに留意し、関係機関、関係団体等と十分な連携を図り実施すること。

(8) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業

疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に発声訓練を行う指導者を養成する。

3 留意事項

受講に係る教材費等については、受講者の負担とすること。

(別記10)

その他の事業

○ 実施事業

(1) 福祉ホーム事業

ア 目的

現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的とする。

イ 対象者

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。）

ウ 利用方法

福祉ホームの利用は、利用者と経営主体との契約によるものとする。

エ 管理人の業務

(ア) 施設の管理

(イ) 利用者の日常生活に関する相談、助言

(ウ) 福祉事務所等関係機関との連絡、調整

オ 留意事項

(ア) 利用者の健康管理、レクリエーション、非常災害対策等については、利用者のニーズに応じて対策が講じられるよう配慮すること。

(イ) 疾病等により利用者が生活に困難を生じた場合には、医療機関、福祉事務所、家族等に速やかに連絡をとるなど利用者の生活に支障をきたさないよう適切な配慮を行うこと。

(ウ) 利用者の守るべき共同生活上の規律、その他必要な事項については、極力利用者の意見を尊重して定めること。

(2) 盲人ホーム事業

昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」に基づき実施する事業

(3) 重度障害者在宅就労促進特別事業（バーチャル工房支援事業）

ア 目的

在宅の障害者に対して、情報機器やインターネットを活用し、在宅等で就労するための訓練等の支援を行うことにより、在宅の障害者の就労の促進を図ることを目的とする。

イ 事業の内容

実施主体が利用者に対し訓練を行うための作業を受注し、当該作業を元に、在宅就労に必要な情報処理技術の教育・支援等を行うほか、雇用希望者のための職場開拓等自立に向けた支援を実施する。

ウ 利用者の要件

利用者は、身体機能の障害等により企業等への通勤が困難な者であって情報機

器を用いた在宅での就労を希望する者とする。

エ 在宅就業支援機関との連携

実施主体は、設置地域その他の状況を勘案して、平成17年4月1日職高発第0401014号「重度障害者在宅就業推進事業実施要綱」に定める在宅就業支援に実績のある社会福祉法人等（以下「支援機関」という。）と連携・協力関係を構築するとともに、当該支援機関に対して、必要に応じて助言・援助を求めるなど、適宜連携を図ること。

（４） 施設外授産の活用による就職促進事業

ア 目的

施設外授産の活用による就職促進事業は、身体障害者授産施設、知的障害者授産施設、精神障害者授産施設又は就労継続支援事業所（以下「授産施設等」という。）に入所（通所を含む。以下同じ。）する者が、授産施設等に作業を発注する企業等（以下「委託企業」という。）の事業所において授産活動を行うとともに、授産活動終了後に公共職業安定所等が職業相談、個別求人開拓、職場定着の支援を行うこと等により、授産施設等から一般就労への移行の促進を図ることを目的とする。

イ 事業の内容

（ア） 施設外授産の活用による就職促進事業推進委員会の設置・運営

ａ 設置・運営

（ａ） 都道府県（障害福祉部局及び労働部局）は、都道府県労働局、地域障害者職業センター、授産施設等、委託企業等の関係者で構成される施設外授産の活用による就職促進事業推進委員会（以下「事業推進委員会」という。）を設置する。

（ｂ） 事業推進委員会は、本事業を円滑に運営できるよう定期的に開催する。

ｂ 主要検討事項

事業推進委員会は、次の事項について検討を行う。

（ａ） 就職支援の取り組み方

（ｂ） 就職促進のための関係機関との連携のあり方

（ｃ） 効果的支援策のあり方

（ｄ） 施設外授産の活用による就職促進事業の評価・報告

（ｅ） その委員会で検討が必要と判断した事項

（イ） 施設外授産の活用による就職促進事業

ａ 事業内容

この事業は、授産施設等が委託企業から一定の業務委託を受け、授産施設等に入所している障害者が委託企業の事業所において、労働法規等に照らし適正な方法で授産活動を行うことにより、委託企業との連携を深め、授産活動終了後の就職支援により、企業等への就職促進を図るものとする。

ｂ 対象者

この事業の対象者は、授産施設等に入所している障害者であって、一般就労への移行が可能であり、かつ、一般就労を希望する者とする。

なお、事業の実施に当たっては、事前に対象となる障害者に対して、事業内容等を十分説明し、その了解を得る。

ｃ 実施施設の選定

都道府県は、この事業を適正かつ確実に行うことができると認められる授産施設等を選定する。

d 施設外授産指導員の配置

実施施設に施設外授産指導員を配置する。

e 施設外授産指導員の業務

施設外授産指導員は、実施施設職員の協力を得て、以下の業務を行う。

- (a) 事業の対象となる障害者の作業程度、意向、能力等の状況把握
- (b) 委託企業の選定及び委託企業における作業の実施に向けての調整
- (c) 作業指導等、対象者が施設外授産を行うために必要な支援
- (d) 施設外授産についてのノウハウの蓄積及び授産施設等への提供
- (e) 委託企業や対象者の家族との連携
- (f) 事業推進委員会への出席
- (g) その他上記以外に必要な業務

f 関係機関との連携

都道府県及び実施施設は、この事業の実施について、都道府県労働局、地域障害者職業センター、公共職業安定所、委託企業等の関係機関と連携を密にし、事業が円滑に行われるように努めるものとする。

特に、対象者が授産活動の終了後一般就労に移行できるよう、公共職業安定所において、職業相談、個別求人開拓、職場定着の援助を行うなど、就職に結びつけるための支援を行うこととしているので、労働行政との連携に遺漏なきを期すること。

(5) 重度障害者に係る市町村特別支援事業

ア 目的

訪問系サービス利用者全体に占める重度障害者の割合が著しく高く訪問系サービスの支給額が国庫負担基準を超えた市町村のうち、利用者全体に占める重度障害者の割合が著しく高い市町村に対し、都道府県が一定の財政支援を行うことにより、重度の障害者の地域生活を支援することを目的とする。

イ 事業内容

- (ア) 以下のいずれにも該当する市町村に係る訪問系サービスの支給額のうち、訪問系サービスの国庫負担基準を超過した額について助成する。
 - a 訪問系サービスの全体の利用者数に占める重度訪問介護対象者の割合が25%を超えるなど著しく高い場合
 - b 訪問系サービスの支給額が国庫負担基準額を超過している場合
- (イ) 助成する額の範囲についてaに掲げる人数にbの額を乗じた金額の一定割合とする。
 - a 該当する市町村の重度訪問介護の利用者数から、訪問系サービスの全体の利用者数に全国の重度訪問介護対象者の割合（10%程度）を乗じて得た数を控除した数
 - b 重度訪問介護の障害程度区分4、5、6の国庫負担基準額の平均間差程度

(6) 生活訓練等事業

ア 目的

障害者等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行うことにより、生活の質的向上を図ることを目的とする。

イ 事業内容

- (ア) オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）社会適応訓練事業
オストメイトに対して、ストマ用装具に関することや社会生活に関するこ

とを講習する。

- (イ) 音声機能障害者発声訓練事業
疾病等により喉頭を摘出し音声機能を喪失した者に対し発声訓練を行う。
- (ウ) その他の生活訓練等事業
その他、日常生活上必要な訓練・指導等を行う。

(7) 情報支援等事業

ア 目的

障害のために日常生活上必要な情報の入手等が困難な者に対し、必要な支援を行い、日常生活上の便宜を図ることを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 手話通訳設置事業

a 事業内容

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳を行う者を福祉事務所等公的機関に設置する。

b 留意事項

設置する手話通訳を行う者は、コミュニケーション支援事業（別記2）の4の（2）のアに定義する「手話通訳者」とすること。

(イ) 字幕入り映像ライブラリー事業

a 事業内容

字幕又は手話を挿入したビデオカセットテープ等を製作し、聴覚障害者等に貸し出しする。

b 留意事項

社会福祉法人聴力障害者情報文化センターの「字幕ビデオライブラリー共同事業」との連携に留意すること。

(ウ) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

a 事業内容

盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。

b 留意事項

(a) 事業の実施に当たり、盲ろう者のニーズの積極的な把握に努めるとともに、個々の盲ろう者の意向を踏まえ、適任者を選定する。なお、必要に応じて適任者の選定・派遣のための調整者の設置についても配慮すること。

(b) 実施主体は、事業の実施に当たり、社会福祉法人全国盲ろう者協会が行う派遣事業の対象者と重複することのないよう留意すること。

(エ) 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障害者のために、点訳、音声訳その他障害者にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、障害者が地域生活をすすめるうえで必要度の高い情報などを定期的に障害者に提供する。

(オ) 点字による即時情報ネットワーク事業

社会福祉法人日本盲人会連合が提供する毎日の新しい情報を、地方点字図書館等が受け取り、点字物や音声等により提供する。

(8) 障害者IT総合推進事業

ア 目的

障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るため、障害者IT

Ｔサポートセンターを拠点とし、各ＩＴ関連事業を総合的かつ一体的に実施し、
ＩＴを活用しての障害者の社会参加を一層促進することを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 障害者ＩＴサポートセンター運営事業

障害者の情報通信技術（ＩＴ）の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサービス提供拠点として、障害者ＩＴサポートセンターを設置・運営を行う。

(イ) パソコンボランティア養成・派遣事業

障害者等に対し、パソコン機器等の使用に関する支援を行うパソコンボランティアを養成・派遣する。

(ウ) その他障害者のＩＴ利活用を支援する事業

(９) 社会参加促進事業

ア 目的

スポーツ・芸術活動等の事業を行うことにより、障害者の社会参加を促進することを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 都道府県障害者社会参加推進センター運営事業

a 事業内容

障害者の社会参加を推進するために適当な障害者福祉団体に都道府県障害者社会参加推進センターを設置・運営する。

b 留意事項

中央障害者社会参加推進センターとの連携を密にし、事業の水準向上に努めること。

(イ) 身体障害者補助犬育成事業

a 事業内容

身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を使用することにより社会参加が見込まれる者に対し、その育成に要する費用を助成する。

b 留意事項

実施主体は、関係団体等の要望を聞き、需要の積極的把握に努めるとともに育成計画を策定するよう努めること。

(ウ) 奉仕員養成研修事業

a 事業内容

聴覚障害者等との交流活動の推進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成研修する。

b 留意事項

養成講習を修了した者（これと同等の能力を有する者を含む。）について本人の承諾を得て奉仕員としての登録を行い、これを証明する証票を交付すること。なお、活動ができなくなった奉仕員については、証票を返還させ登録を抹消すること。

(エ) スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

a 事業内容

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため、スポーツ指導員

の養成や各種スポーツ・レクリエーション教室及び障害者スポーツ大会の開催を行う。

b 留意事項

(a) 参加する障害者等の事故の防止等に十分留意すること。

(b) スポーツ指導員の養成に当たっては、財団法人日本障害者スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）が定める「公認障害者スポーツ指導者養成研修基準カリキュラム」を利用するなど、スポーツ協会と緊密な連携を図ること。

(オ) 芸術・文化講座開催等事業

a 事業内容

障害者の芸術・文化活動を振興するため、障害者の作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障害者の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。

b 留意事項

芸術・文化活動を行っている障害者の把握に努めるとともに、民間活動の情報を収集し、障害者に芸術・文化活動の発表の場の情報提供を行う等の支援を行うこと。

(カ) サービス提供者情報提供等事業

a 事業内容

障害者が、都道府県間を移動する場合に、その目的地において適切なサービスの提供を受けられるよう、必要な情報の提供等を行う。

b 留意事項

実施主体は、サービス提供者（指定居宅介護事業者、手話通訳者等）や関連事業との連携を図るとともに、適切かつ公正な情報提供に努めること。

(キ) その他社会参加促進事業

事業内容

その他、障害者の社会参加の促進に必要な事業を行う。